

平成 23 年 11 月 7 日

各 位

三 菱 U F J 投 信 株 式 会 社
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号
金 融 商 品 取 引 業 者 関 東 財 務 局 長 (金 商) 第 404 号
加 入 協 会 (社) 投 資 信 託 協 会、(社) 日 本 証 券 投 資 顧 問 業 協 会

ブラデスコ ブラジル債券ファンド(分配重視型)(成長重視型)の寄付金について

2011 年 10 月、当ファンドはご負担頂いた信託報酬のうち委託会社の取り分の中から 100 万円をブラジルの『アマゾン環境保全基金』に寄付いたしました。

なお、当ファンドは 2008 年 11 月の設定以来、3 回に渡って同基金に寄付を行っており、その総額は 210 万円となりました。

【 投資リスク 】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

< 市場リスク >

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

< 信用リスク >

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

< 流動性リスク >

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

< カントリーリスク >

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・ファンドではブラジル債券購入時に発生する為替取引に対し課税される金融取引税に相当するものとして追加設定時信託財産留保額を設けていますが、金融取引税の税率と追加設定時信託財産留保額の料率に差が生じる場合や追加設定と解約の状況等により、実際にファンドの信託財産で間接的に負担する金融取引税額と追加設定時信託財産留保額が異なる場合などには、基準価額の変動要因となります。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

【 手続・手数料等 】

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 販売基準価額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額 + 追加設定時信託財産留保額) ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2011年1月8日から2012年1月10日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 申込不可日 | サンパウロ証券取引所の休業日、サンパウロの銀行の休業日、ニューヨークの銀行の休業日は、購入・換金のお申込みができません。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2018年10月9日まで(2008年11月7日設定) |



| | |
|---------|--|
| 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | <ブラデスコ ブラジル債券ファンド(分配重視型)> 毎月8日(休業日の場合は翌営業日) <ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)> 毎年4・10月の各8日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | <ブラデスコ ブラジル債券ファンド(分配重視型)> 毎月の決算時に分配を行います。 <ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)> 年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドについて、5,000億円 |
| 公 告 | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。 |
| 運用報告書 | 6ヵ月毎(4・10月の決算後)および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。 |

【ファンドの費用・税金】

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|---------------------------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額×3.15%(税抜 3%)(上限) 販売会社にご確認ください。 |
| <購入時> 追加設定時 信託財産留保額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額×6% ^() ()ブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率。料率は今後変更になる可能性があります。必ずしも、金融取引税の税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。 |
| <換金時> 信託財産留保額 | ありません。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額×年1.575%(税抜 年1.5%) 配分 (委託会社) 年0.735% ^(*) (販売会社) 年0.7875% (受託会社) 年0.0525% (*)運用委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年1・4・7・10月の各8日(休業日の場合は翌営業日)および償還時から15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年0.35%の率を乗じて得た金額とします。 |
| その他の費用・ 手数料 | 売買委託手数料等、租税 ^() 、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用、マザーファンドの追加信託に伴う信託財産留保額等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ()海外からのブラジル債券投資について、債券購入時に発生する為替取引に対して、ファンドの信託財産を通じて間接的に金融取引税を負担いただくこととなります。 |

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限り、)には消費税等相当額が含まれます。

投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|----------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時 償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

上記は、2011年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。当社の許可無く、当資料を複製または再配布することは出来ません。

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、株式等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響(外貨建資産に投資する場合は為替変動リスクもあります)により基準価額は変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金および運用成果等が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。

以上



三菱UFJ投信